

介護サービス事業所運営指導結果について

福祉用具貸与
特定福祉用具販売

【具体的取扱方針】

福祉用具貸与又は特定福祉用具販売を選択できる対象福祉用具の提案に当たって、医師等から意見を聴取していない。

医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士からのいずれかの意見を介護支援専門等と連携する等の方法により聴取してください。

【福祉用具貸与計画の作成】 【特定福祉用具販売計画の作成】

計画に、実施状況の把握（モニタリング）を行う時期を記載していない。

【勤務体制の確保】

職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための措置が講じられていない。

以下に留意して必要な措置を講じてください。

《事業主が講ずべき措置の具体的内容》

- ・事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

《事業主が講じることが望ましい取組の例》

- ・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- ・被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

【参考】厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html）
「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」
「管理職向け研修のための手引き」、「職員向け研修のための手引き」

【運営規程】 福祉用具貸与

運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」が定められていない。

運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」について定めてください。

参 考

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③営業日及び営業時間
- ④サービスの提供方法、取り扱う種目及び利用料
その他の費用の額
- ⑤通常の事業の実施地域
- ⑥虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑦その他運営に関する重要事項

【業務継続計画の策定等】

感染症に係る業務継続計画がコロナウイルス感染症に限定した
ものとなっている。

感染症に係る業務継続計画については、コロナウイルス感染症以
外の感染症も想定し、業務継続計画を策定してください。

【業務継続計画の策定等】

業務継続計画に基づく研修・訓練について、実施した内容・参
加者等の記録が確認できない。

業務継続計画に関する研修、訓練を実施した場合には、実施内容、
参加者等を記録してください。

【秘密保持等】

利用者の家族の個人情報を用いる場合において、当該家族の同意を文書から確認できない。

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る必要があります。

【衛生管理等】

感染の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催していない。

感染の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会は、おおむね6月に1回開催する必要があります。

【虐待の防止】

- ・ 委員会を開催していない。
- ・ 研修を実施していない。

虐待などの発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催してください。

虐待防止のための指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的に研修を開催してください。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を開催してください。

令和9年3月までは経過措置により減算規定はありませんが、令和9年4月以降は上記基準を満たしていない場合、減算することとなります。

根拠法令等

条例（八戸市例規集及び八戸市介護保険課ホームページに掲載）

- 八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

解釈通知（介護報酬の解釈②指定基準編）

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（老企第25号）

介護報酬告示（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚告第19号）

留意事項通知（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）

【関連】市ホームページ「人員・設備・運営基準等自己点検シート」

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/4912.html>